

移動等円滑化取組計画書

2019年 12月 24日

住 所 京都市右京区嵯峨明星町
1番地の1
事業者名 京都バス株式会社
代表者名（役職名及び氏名） 取締役社長
吉 本 直 樹

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

- ・当社が保有する乗合車両におけるノンステップ車の導入率は22%に留まっている。車両の更新と併せ、ノンステップバスを年に5～7両導入する。
- ・乗務員や現業係員の対応スキルを上げるため、教育担当者である運行管理者や指導運転士に外部講習会等を受講させる。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となる旅客施設及び車両等 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|----------------|---|
| ノンステップバス | 2019年度は8台導入済み。2020年度7台、2021～23年度5～7台を導入、更新予定。 |

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|-----------------|--|
| ターミナル等のりばでの案内業務 | 多客期においてターミナルや観光地でのバスのりばに係員を配置し、旅客の案内業務を実施する。 |

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 車内後部案内モニターの設置 ・ 行先表示器のカラーLED化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 車内のカラー液晶案内表示器を乗合全車両最前部に設置し、それに加え車両後部にも既に 73 両設置しているが、今後新車導入時に順次拡充する。 ・ 新規乗合車両にはカラー行先表示を採用する。 |

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|-------------|---|
| 乗務員の対応技術の向上 | 運行管理者及び指導運転士の 5 名について交通サポートマネージャー研修を受講させ、帰社後バリアフリーの基本知識を拡げるため乗務員の個別指導を実施する。 |

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

| |
|--|
| <p>京都駅前 C3 のりばにおいて、歩道横断防止柵の切れ目が旧来のバスの扉位置に合わせており、現在のノンステップバスの扉位置と合致していないため、今年度中に柵切り工事を実施する。</p> |
|--|

IV 前年度計画書からの変更内容

| 対象となる旅客施設及び車両等又は対策 | 変 更 内 容 | 理 由 |
|--------------------|---------|-----|
| | | |

V その他計画に関連する事項

| |
|--|
| <p>移動等円滑化における車両の整備に関する事項は運輸部車両課、情報提供及び停留所や旅客施設に関する事項は運輸部営業課、教育訓練に関する事項は運輸部安全推進担当が担当し、運輸部長が全体を統括する。</p> |
|--|

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。